

セブン CS カード規約 第 22 条(その他承諾事項)一部改定のお知らせ

2026年 7 月 31 日をもってセブン CS カード規約 第 22 条(その他承諾事項)を一部改定いたします。規約の改定箇所は以下のとおりです。

■セブン CS カード規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第 22 条 (その他承諾事項)</p> <p>(2)会員は、以下の義務を負うことを承認します。</p> <p>①第 7 条(3)に定めるご利用明細書について、会員が電磁的方法による通知を希望せず、当社が郵送でお送りする場合、本会員には当社所定の発行費用をご負担いただくこと。ただし、ご利用明細書が貸金業法及び割賦販売法に基づき交付する書面である場合を除きます。また、会員からの申し出により当社がご利用明細書の再発行を行う場合、本会員には当社所定の再発行費用をご負担いただきます。</p> <p>②キャッシングサービスのご利用及び返済金並びに商品購入に係るリボルビング払いの残高のお支払いを ATM で行う場合、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第 2 条に定める額を上限とします。)をご負担いただくこと。</p> <p>③本会員のご都合により第 7 条(弁済金等の支払方法等)、第 13 条(融資金の支払方法等)以外の支払方法において発生した入金費用、公租公課、又は訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格を喪失した後についても本会員にご負担いただくこと。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。</p> <p>④当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ又は、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただき、また当社の求めに応じてカードをご提出いただくこと。</p> <p>⑤与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、当社の求めに応じて、勤務先、収入等を申告いただくとともに、本会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、ご提出いただくこと。</p>	<p>第 22 条 (その他承諾事項)</p> <p>(2)会員は、以下の義務を負うことを承認します。</p> <p>①第 7 条(3)に定めるご利用明細書について、会員が電磁的方法による通知を希望せず、当社が郵送でお送りする場合、本会員には当社所定の発行費用をご負担いただくこと。ただし、ご利用明細書が貸金業法及び割賦販売法に基づき交付する書面である場合を除きます。また、会員からの申し出により当社がご利用明細書の再発行を行う場合、本会員には当社所定の再発行費用をご負担いただきます。</p> <p>②キャッシングサービスのご利用及び返済金並びに商品購入に係るリボルビング払いの残高のお支払いを ATM で行う場合、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第 2 条に定める額を上限とします。)をご負担いただくこと。</p> <p>③本会員のご都合により第 7 条(弁済金等の支払方法等)、第 13 条(融資金の支払方法等)以外の支払方法において発生した入金費用、公租公課、又は訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格を喪失した後についても本会員にご負担いただくこと。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。</p> <p><u>④本会員は、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等(ただし、キャッシングサービスの利用代金のみの場合を除く)の当社が弁済を受領するのに要する費用として、当社が別途定める金額を負担するものとします。ただし、当社は、本会員がお支払日に当社に支払うべき債務をお支払いいただけなかった場合に限り、本会員に当該費用を請求するものとします。</u></p> <p>⑤当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ又は、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただき、また当社の求めに応じてカードをご提出いただくこと。</p>

⑥(1)②の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。

⑥与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、当社の求めに応じて、勤務先、収入等を申告いただくとともに、本会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、ご提出いただくこと。

⑦(1)②の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。

【下線部は改定部分を示します。】